

政令第百九十号

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日を定める政令

内閣は、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第五十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社産業再生機構法第五十二条第一項の政令で定める日は、平成十九年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

株式会社産業再生機構の解散に伴い、株式会社産業再生機構法第四十八条に規定する産業再生勘定を廃止する日を定める必要があるからである。